

入札公告等概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

工事名	警視庁第九機動隊（17）エレベーター設備改修その他工事	
工事種別	機械設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	江東区新砂1丁目7-20	
工事概要	<p>【本館】構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階建 建築面積：約 600m² 延べ面積：約 4,400m² 用 途：庁舎 工事種目：エレベーター設備 改設一式、建築工事 改修一式 電気設備工事 改設一式、撤去工事 撤去一式</p> <p>【別館】構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階建 建築面積：約 700m² 延べ面積：約 4,600m² 用 途：庁舎 工事種目：エレベーター設備 改設一式、建築工事 改修一式 電気設備工事 改設一式、撤去工事 撤去一式</p>	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日／期限日／開札日	公告日：H29.4.25 期限日：H29.5.9 開札日：H29.5.26	
工期末	H30.2.28	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
競争参加者に要求される資格(抜粋)	本店・支店・営業所の所在地	—
	企業の施工実績等	<p>別表-1に示す期間に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事（新設又は更新によるシステム一式（機器・機材等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工実績を有し、本工事におけるエレベーター設備の製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を証明できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まない。</p> <p>（ア）1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 6人乗以上 4. 速度 45m/min 以上</p>

		<p>また、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は下記（イ）の施工実績を有すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">（イ） 1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 6人乗以上 4. 速度 30m/min 以上</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p style="text-align: center;">配置予定技術者の 資格、工事経験等</p>	<p>現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は別表－1を予定する。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロで定める者（イについては、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。）。又は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者。）。</p> <p> 監理技術者にあつては、建設業法第15条第2号ロで定める者。又は、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事（新設又は更新によるシステム一式（機器・機材等の施工及び試験・調整を含む。）を施工していること。）の施工に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。</p> <p style="padding-left: 40px;">1. 方式 ロープ式（機械室なしを含む。） 2. 用途 乗用又は人荷共用 3. 定員 6人乗以上 4. 速度 30m/min 以上</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合に</p>

		<p>あつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>
--	--	--

「警視庁第九機動隊（17）エレベーター設備改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

1. 工事の概要

本工事は、警視庁第九機動隊（東京都江東区新砂1丁目7-20）のエレベーター設備の改修を行う工事です。

(1) 主な工事内容

- ・本工事は、ロープ式、乗用、普及型、9人乗りの機械室ありエレベーター2台（本館1台、別館1台）を撤去・新設する工事です。
- ・電気設備工事は、エレベーターの更新に伴う電気配線の撤去・新設です。
- ・建築工事は、エレベーターの更新に伴うビニル床タイルの撤去・新設及び乗場 壁の塗装等です。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・仮設、養生、施工時間はK-01 図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から30日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

(5) 難工事指定について

本工事は、建物を使用しながら改修工事を行うため、使用者の安全性を確保し、かつ、効率的な施工を行う必要があります。

そのため、本工事を「難工事指定」し、一定の工事評定点を取得した場合は、今後の入札手続における総合評価の加点対象といたします。

(6) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において 発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量

書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。